

通算293回 茅ヶ崎郷土会 史跡・文化財めぐり

## 鎌倉市・逗子市

### 天照山蓮華院光明寺 <鎌倉市材木座>

### 住吉城跡 <逗子市小坪> と、材木座近辺を訪ねて

**日時** 平成31年4月15日（月）

**集合** 茅ヶ崎駅改札前 8時50分

**行程** 茅ヶ崎駅—鎌倉駅—（バス）—①光明寺—②内藤家墓地—③和賀江島—④六角ノ井—⑤正覚寺—⑥住吉神社・住吉城跡—⑦補陀落寺—⑧九品寺—⑨実相寺—⑩五所神社—⑪来迎寺—帰路（徒歩）—鎌倉駅

**その他** 光明寺（寺宝展：300円・山門拝観500円） 補陀落寺（拝観200円）  
資料代として会員200円、会員外300円を集めます。



連絡先 山本俊雄 090-6174-2806 尾高忠昭 3241-0775 平野文明 090-8173-8845

## 見学の予定地

- ① 光明寺（材木座 6-17-19） 浄土宗大本山 山号：天照山  
開山：然阿良忠（記主禪師） 開基：北条経時（四代執権）  
創建は寛元元年（1243）と伝わる。良忠は浄土宗の第三祖で、良忠が鎌倉に住んだことで浄土宗が関東以北へ広がったと言われている。江戸時代には徳川家康が定めた関東十八檀林の制の筆頭寺院として各地から学僧が集まり、修行の中心として栄えた。朝廷との関係が深く、山門の「天照山」の扁額は御花園天皇の直筆と伝えられ、後土御門天皇からは関東総本山の称号を受け勅願所に定められた。また、「十夜法要」も勅許され、以来現在まで念仏法要が盛大に行われている。本堂左手の記主庭園は伝小堀遠州作である。戦後間もなく光明寺には、新しい時代の教育を目指す自立大学「鎌倉アカデミア」が開校された。
- ② 内藤家墓地（光明寺境内）  
境内には光明寺の大檀家、磐城平藩・日向延岡藩主の内藤家歴代の墓がある。江戸時代の巨大な宝篋印塔数十基をはじめ石造の墓塔群が二百基近く並ぶ。寺宝の「当麻曼荼羅縁起絵巻」二巻は国宝で鎌倉期の作品である。
- ③ 和賀江島（材木座 6 丁目）
- ④ 六角ノ井（材木座 6 丁目）  
鎌倉十井の一つ、別名「矢の根ノ井」。  
強弓で知られる武将、源為朝（頼朝の父義朝の弟、鎮西八郎）は保元元年（1156）の保元の乱で敗れ、腕の筋を切られたうえ伊豆大島に流された。しかし弓の力を試したく、大島から鎌倉光明寺裏山の天照山めがけて矢を放つと、この井戸に落ちたという伝説がある。井戸は八角だが鎌倉側に六角、小坪側に二角あるので六角ノ井といわれている。
- ⑤ 正覚寺（逗子市小坪 5-12-2）
- ⑥ 住吉神社・住吉城址（逗子市小坪）  
材木座海岸と逗子市小坪の間にまたがる山に城址がある。初め北条早雲が古要害を取り立てて、対三浦同寸前線基地として城郭を築き、その後、三浦同寸が攻め落とした。しかし永正 9 年（1512）、早雲に奪還され、同寸は三崎の新井城に退いた。昭和 54 年～55 年（1979-80）に行われた発掘調査では、この城は山そのものを防御システムに組み込んだものと分かった。また、平成 17 年（2005）には逗子マリーナ北側山頂部から土塁が検出されている。
- ⑦ 補陀洛寺（材木座 6-7-31） 真言宗大覚寺派 山号：南向山  
開山：文覚  
創建は養和元年（1181）源頼朝の祈願所として建てられた。

文覚は元武士で、誤って渡辺（源）渡の妻袈裟御前を殺した罪を償うために出家。その後後白河法皇の逆鱗に触れ、伊豆に流され、頼朝と出会い、親交が始まったと伝わる。本尊の十一面観音菩薩像は平安時代後期の作、薬師如来像は行基の作、日光・月光菩薩は運慶作、地藏像は空海（弘法大師）作と伝わっている。珍しいのは平氏の赤旗。平氏滅亡の折に平宗盛が最後まで持っていたものといわれる。江戸時代にはたびたび竜巻に襲われたため、竜巻寺の別名もある。

⑧ 九品寺（材木座 5-13-14） 浄土宗 山号：内裏山 （時間の都合で割愛）

開山：風航順西 開基：新田義貞

創建は建武三年＝延元元年（1336）、新田義貞が鎌倉に唯一建立した寺と伝えられる。北条方の戦死者を弔うため、鎌倉攻めの折の本陣跡に建立した。山門と本堂に掲げられた「内裏山」「九品寺」の額の字は、義貞の筆を写したものの。直筆の額は本堂に保存されている。

⑨ 実相寺（材木座 4-3-13） 日蓮宗 山号：弘延山

開山：日昭

工藤祐経の屋敷跡といわれる。祐経は曾我兄弟に父の仇として討たれた武将。日昭は、母親が祐経の娘といわれ、日蓮の直弟子の筆頭として、日蓮亡き後は一門の長老と仰がれた。弘安7年（1284）に濱の法華堂を寺として、法華寺と称したのが實相寺の前身である。墓地の奥、石段の上に日昭の御廟がある。

⑩ 五所神社（材木座 2-9-1）

この地は元々乱橋村と材木座村に分かれていて、乱橋村に三島社、八雲社、金毘羅社の三社、材木座村に諏訪社、視女（みるめ）八坂社の二社があった。明治六年（1873）、三島社が材木座の鎮守として村社に列格された。明治41年（1908）、村内の他の4社と合祀されることになり、五所神社と改称した。昔の村名の乱橋は、鎌倉十橋の一つに由来する。

⑪ 来迎寺（材木座 2-9-19） 時宗 山号：随我山

藤沢山清浄光寺（遊行寺）末

元々ここには、源頼朝が三浦大介義明の菩提を弔うため、建久五年（1194）に建立した真言宗能蔵寺があった。開山の音阿が時宗に帰依したために改宗し、来迎寺となった。衣笠城の戦いで、義明は八十九歳で戦死したが、頼朝は、十七回忌まで生きたものとみなすよう伝えたため「百六つ義明公」とも呼ばれた。境内には義明の木像と五輪塔墓、境内裏手には三浦一族の墓があり、百余基の五輪塔が並ぶ。本尊の阿弥陀三尊像は運慶作とされている。子育て観音もあり、庶民の寺として親しまれている。

〈参考資料〉

- ・『鎌倉検定、公式テキストブック』
- ・『鎌倉史跡散策 上』

監修：鎌倉商工会議所  
神谷道倫著 かまくら春秋社

寺十五世玄了寄附、一は筆者詳ならず、尾州家より寄附と云ふ、  
△住吉明神社 寺後山

上に在り 康安二年文書に小坪住吉神田一段并に知一枚と見ゆ、神體は故ありて龕に鶴岡の末社に移し、當社には今白幣を神體とし本地佛

正觀音を安ず、小名飯島の鎮守なり、古は郡中の總鎮守なりしと云ふ、此地三浦道寸の城跡なり 事は城跡の條に詳なり

△觀音堂 正觀音なり、又地藏を置く、△古松 數珠掛松と呼ぶ相傳へて記主禪師 或は賴朝とも云ふ 數珠を掛し故なりと云ふ、今も里民住吉社に參詣する者此松に數珠を掛く、△然阿洞 廣方二間許、寺傳に記主禪師洞中に籠居し傳通記を書寫せしと云ふ、然阿は師の字なり、

○佛乘院 海潮山と號す、古義真言宗 返子村延命寺末、本尊阿彌陀、△諏訪社 ○養性院 富士見山と號す、淨土宗

鐵倉光 明寺末本尊は彌陀、開山を大哲と云ふ 傳運社法譽と號す文和元年八月十五日寂す、△八幡宮 本地佛阿彌陀を安ず、村民六十八名の産神なり、○香藏寺 旭照山阿彌陀院と號す 本寺前

尊彌陀 長三尺二寸定朝作外に地藏長三尺 運慶作を安置す、中興を存公と云ふ 妙蓮社珍譽と號す、寛正五年七月一日寂す、○報身院 遍照山淨土寺と號す 本寺前

に同じ彌陀を本尊とす、開山を深譽と云ふ 信蓮社、△觀音堂 十一而觀音を安ず 長四尺弘作法、○海

文 明五年七月十五日寂す、

新編相模國風土記稿卷之百八 村里部 三浦郡卷之二

前寺 供養山三寶院と號す時宗 藤澤清淨光寺末、三尊彌陀を置く 春日作長二尺三寸勝土各長一尺五寸、△神明宮 ○不動堂 小龍不動と號す、佛乘院持、○地藏堂 報身院持、○觀音堂 正覺寺持、

○住吉古城蹟 正覺寺院内住吉明神の社地是なり、背は山に據り前は海に臨み要害の山城なり、造築の始詳ならず、永正七年長尾六郎爲景蜂起の時、北條新九郎入道

早雲、假に當所の古城を取立て楯籠る 上杉憲房上乘院に呈する書曰、伊勢

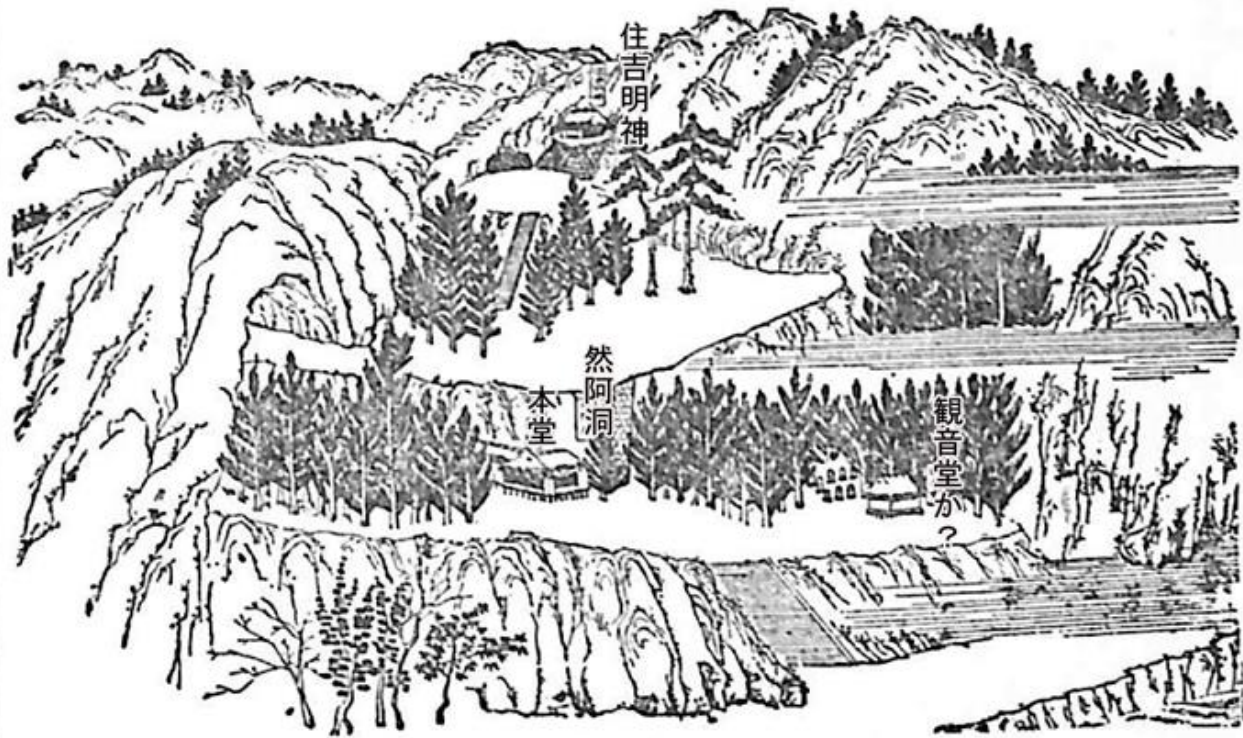
新九郎入道宗瑞長尾六郎と相談、相州へ令出張高麗寺井住吉之古要害取立令蜂起候、【小田原記】曰、上杉の家老長尾六郎爲景逆心を起し、永正七年六月顯定を討取申しける、小田原の城主伊勢新九郎早雲も彼六郎と一味して、已に相州住吉の城を取立出張す、去程に上田藏人入道武州神奈川へ打て出熊野

權現山を城郭に取立、小田原の宗瑞と引合謀叛の色を立にけり、早雲小田原には子息新九郎をとめ、吾身は松田大道寺以下の軍勢を引率し、高麗寺山、井住吉の故城を取立たてこもされど早雲も須臾にして當城をすてしかば、後三浦

介義同が抱城となりしにや、同九年には義岡岡崎の居城を北城早雲に攻落され、姑く當城に遁しが又此城をも没落して三浦城に奔し事【小田原記】に見ゆ 三浦介義同永正九年八月十三日、小田原早雲に岡崎城を攻落され、搦手より落て同國住吉の城に落行ける、其後亦住吉をも落されて三浦の城へ其後廢城となりし年代詳ならず 按ずるに、北條氏當國併吞の後廢却せし

にや、小田原分國より以来當城の事諸記録に見えず

正覺寺境内圖



新編相模國風土記稿卷之百八 村里部 三浦郡卷之二

平維盛の子六代御前の忌日なる故供養の爲なりと云ふ  
按ずるに、當社六代の由緒なくして此習俗あり、其由來は詳ならず、○稻荷社 康安の文書

に小坪稻荷神田一段と見ゆ、○山神社 ○子ノ神社

康安の文書に小坪根神神田一段とあり、村民持下同じ

○白鬚社

○正覺寺 住吉山悟眞院と號す、淨土宗鎌倉光  
明寺末記主禪師

駐錫の舊跡なり 師の閑居せし岩窟  
今に境内にあり、其頃には悟眞寺と云へ

り【高僧傳】曰、鎌倉光明寺開山釋良忠字然阿、仁治元年屆相  
之鎌倉住住吉谷悟眞寺勸唱念佛、平經時於佐介谷建蓮華寺

延爲開山祖、後革寺額以光明寺、今師を以て開山とし其肖像を客殿に置

く、一旦戰爭に逢て廢寺となり、後天文十年光寺十

八世眞蓮社快譽再興す 快譽は天文十五年二月三日歿す按  
ずるに、快譽正覺寺の號を授けしな

るべ、本尊阿彌陀は尾張宗春卿の側室民部女の念寺佛に

て享保中寄納あり 寺傳に尾張中納言宗春卿の側室民部病に  
罹りし時、寺主報譽が祈誓により平癒あ

りければ、民部悦の餘り望めるものを養すべしと云ふに報譽

本尊安置の志願を逃ければやがて此像を寄附し、享保二十年

五月七日入佛の式ありしと云、又尾州家の三位牌を置かれ 一は禪霜院殿  
幼譽知光赫然

大童女、一は秋感院殿霜月珠光大童女、一は四徳院殿俊譽覺

法了性大童子、共に享保元文中の早世なり、尾張家譜を按ず  
るに此三子は中納言宗春卿の御子、母は 御紋付の佛具等  
一は惠  
心を當

を寄附せらる、【寺寶】 △三尊來迎佛畫像二幅

三十町南北二十町 東、逗子・櫻山二村、北、久野谷村及鎌倉

戸三百十一、多く漁獵を業とす 漁船百二十 檢地は文祿三

年中島大藏盛直改む、其後享保十七年筑播磨守正鋪、明

和三年伊奈備前守忠宥、寛政四年久世丹後守廣民等新田

を檢す、今松平大和守矩典が領地なり 御入國の後は御料所

岐守廣譽に賜ひ、同八年御料に復し、文化八年 天明六年久世隠

堂領五石交れり、鎌倉より浦賀及び三崎に達する往還あ

り、村内にて人馬の繼立をなす 西は鎌倉郡雪ノ下村、同郡

道郡内下平作村へ三里 長谷村迄各一里、東は浦賀

三崎道秋谷村へ二里、村南海岸巖腹壁立して高四五丈、上

戸の濱あり、四方鎌倉靈山の崎突出し中央に江島浮び出

て又大磯小磯の海濱を望み、遠くは富峰雲際に秀て其美

景を賞すべし、

○高札場 ○小名 △うばけ谷 黄梅院藏、康安二年の文書に

△飯島 此地材木座村に跨れり、故に △さんそう

△新宿 △廣尾 △上ノ山 △やと △西町 △南町

△中里町 △いせ町

○坂三 一は村北にあり、名越坂或は名越切通と云ふ、

鎌倉郡大町村名越町に達 登六 一は廣尾坂村の中程にあり 町

一は飯島にあり 小坂にて切通なり、【元祿國圖】に住吉切通

早雲の爲に敗走し、三浦へ退去の時、此切通にて支へ と載する是なり、永正九年三浦介義同北條

合戦せしとの傳あり、尙下の城跡の條に併せ見るべし 此餘

山間に孔道四あり、是土民捷徑の爲に穿つ所なり 高七

長七八間より 八尺 土俗通矢倉と呼ぶ、○海 村南にあり、潮

干十間許、江戸迄海路二十四里、○田越川 村東櫻山

界を流る 幅二 板橋を架す、流末は海に入る、○御菜川

或は御最期川とも云ふ、逗子村界を流て末は田越川に

合す、

○神明宮 村の鎮守なり 黄梅院藏、康安二年の文書に小坪

なり、其全文は黄 神明神如一枚と見ゆ、則當社の亦

梅院の條に載す、佛乘院持下同じ、○天王社 是も鎮守

なり、○小坂天王社 舊社破壊して今僅に石祠を置の

み、土入傳て祠邊に居住の人あれば必殃に逢ふと云ふ

按ずるに、【東鑑】正治二年九月二日の條に羽林小壺の海邊を

歴覽し給ふ、小坂太郎・長江四郎等、御駄餉を獻ず云々、羽林

興に入り給ひ、御船を岸に着け、小坂太郎が前庭にて常盛義

秀が相撲を召決せらると見ゆ、今此社地海岸に傍ひ、且小坂

天王と稱するを以て考れば太郎光が邸此地にありしならん なりしも知

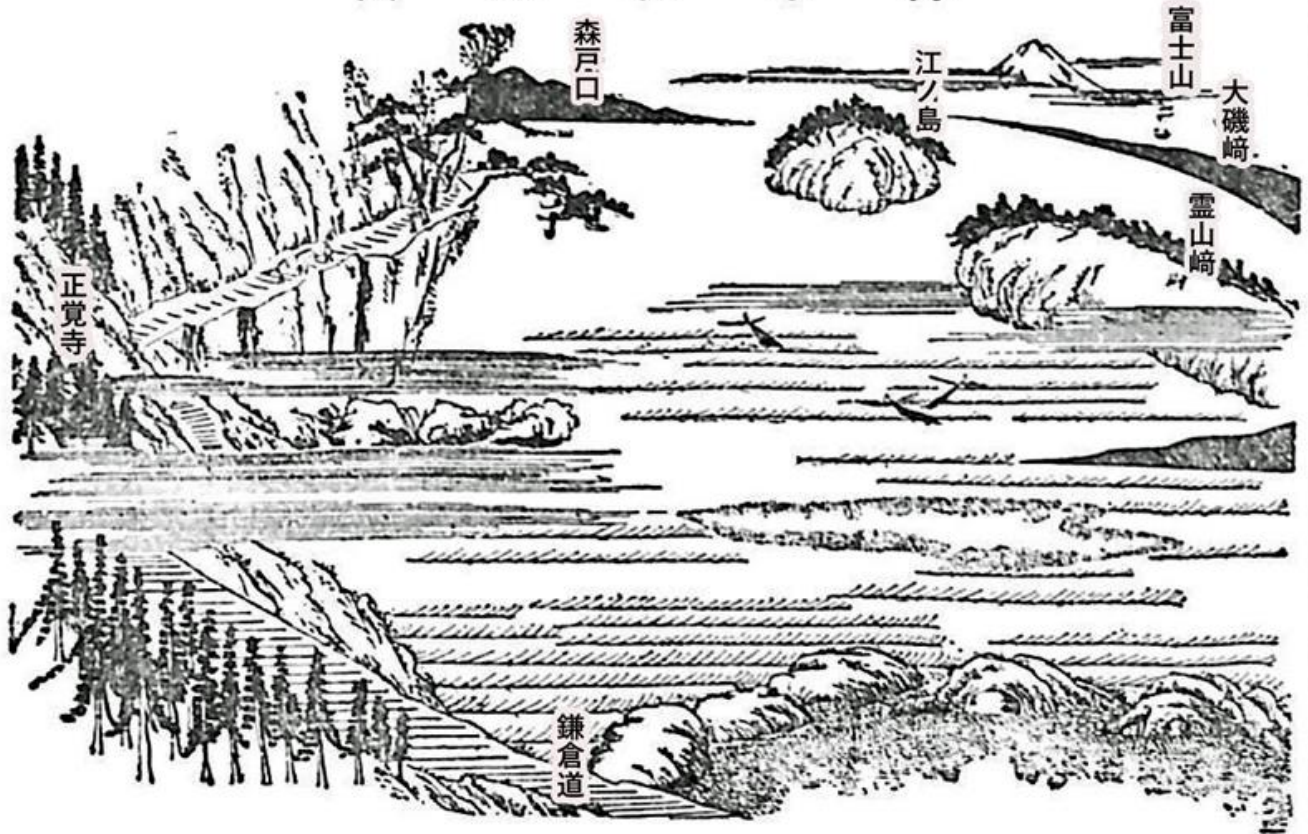
か、天王社ももしくは光頼が靈社にや、又は當時邸中の鎮守 るべからず

○一ノ宮權現社 江戸淺草寺一之權現を 勸請す、

新築宮とも呼ぶ、毎年六月廿六 日

小豆粥を炊き新芽を以て箸を作り神前に供す 此日

海 岸 眺 望 圖



新編相模國風土記稿卷之百八 村里部 三浦郡卷之二

二一四

させる意趣なし、去共矢一つ射ずば平家の聞へも恐あり、打立者共と下知し、五百餘騎小坪の坂口にて追付たり、三浦百三餘騎島山に懸られて小坪ノ峠に打上り響を並てひかいたり、島山次郎は由井濱稻瀬川の耳に陣を取て赤旗天に輝けり、和田小太郎は白旗さゝひて百餘騎小坪ノ峠より打下り、渚へ向て歩せ出す、爰に島山横山黨に彌太郎と云者を使にて和田小太郎が許へ云けるは、日比三浦の人々に意趣なき上は是まで馳來るべきにあらず、私軍共詮なし、兩軍引退かせ給はゞ公平たるべきかとの稔便を存せんに、勝に乗に及ばずとて和田小太郎は小坪ノ峠に引返す云々、かくて和田は三浦へ歸りければ、島山は武蔵へ歸り、建久四年七月頼朝此地に遊宴あり【東鑑】曰、建久四年七月十日、屬海濱涼風將軍家出小坪邊給、長江大多和置構假屋於湯奉入獻盃酒、又漁人垂釣壯士射的、每事前感乘興愚狀白娛遊及黄昏還御正治二年九月には頼家諸士に令して、此地にて笠懸あり曰、正治二年九月二日、羽林令歷覽小壺邊給小坂太郎・長江四郎等儲御駄餉有例笠懸、結城七郎朝光・小笠原阿波彌太郎・海野小太郎・幸氏・市河四郎義胤・和田兵衛尉常盛等、爲其射手次海上桂船獻盃酒、延元二年九月南北朝争亂の時北畠顯家鎌倉に攻入り、此地にて挑戦あり【元弘日記裏書】曰、延元二年九月義良親王并顯家有西征之義於上州利根河・武州薊山・鎌倉・小壺・杉本・前濱・腰越有合戰、官軍皆有利、其後某年足利義滿等持院尊氏、追善の爲鎌倉圓覺寺塔頭黃梅院に當所を寄附あり黃梅院藏文書曰、黃梅院領相模國小坪郷事爲等持院殿御追善寄進昌皎地上者、一同被渡付寺家之様可有御沙汰候也、謹言、五月三日、左馬頭殿、義滿花押、小田原北條氏割據の頃は石上彌二郎領す【役帳】曰、石上彌二郎七十八貫六百廿六文、三浦小坪此村東西

新編相模國風土記稿卷之百八

村里部 三浦郡卷之一

衣笠庄

○小坪村古都保

江戸より行程十三里、葉山郷に屬す、

【東鑑】に據るに元仁元年十一月疫癘により鎌倉四境の攘祭を行はれし時、此地其南境にあり曰、元仁元年十二月廿六日、此間疫癘流布武

州殊令驚給處、被行四角四境鬼氣祭可對治之由、陰陽權助國道申云、謂四境者東、六浦、南、小壺、西、稻村、北、山内、嘉禎

元年十二月復此攘祭を行はる、其四境亦同じ曰、嘉禎元年十二月廿

日、爲御不例御祈被行四角四境祭小壺近江大夫親貞云々、按ずるに此時も當所四境の一なり、此に由て考れば此地其頃は鎌倉郡に屬せしなるべし、又鎌倉圓覺寺塔

頭黃梅院所藏に康安二年田畠割付の文書あり、相模國鎌倉郡小坪東西南北各半分圓覺寺黃梅院預事と記す其文黃梅院の

條に引用す、さては康安の頃も猶鎌倉郡に隸せしが其後沿革ありて當郡に屬せしと知らる、【源平盛衰記】治承四年八月

和田義盛が黨と畠山重忠合戦の條に小坪坂・小坪峠の名

あり曰、治承四年八月和田小太郎義盛由井の濱を過、小坪坂を上らんとしける時、畠山は本田半澤に云けるは三浦の輩に



士恁事、和尚答曰、吹毛急用不如前、高重此一句を聞て、問訊して、門前より馬引寄打騎て百五十騎の兵を前後に相隨へ、笠驗かくなり并、閑に馬を歩せて、敵陣に紛入、其當時志備に義貞に相近づかば、組て勝負を決せん爲なり云々當時愛甲郡厚木郷當寺領たりし事瑞泉寺藏文書に見えたり

曰、崇壽寺領、相州厚木郷事、雜掌僧被申旨其理非難存知事候間、輒不可被申候由令申候所於理非者、可仰御裁斷候、所申之趣委細被聞食候之様、可捧一行之由、被仰候之間、口口染筆候、恐々謹言、閏七月十三日、武藏守殿、疎石華押、按ずるに、疎石は、觀應三年四月先規に任せ、厚木郷の地を夢窓國師なり、觀應三年四月先規に任せ、厚木郷の地を當寺に寄附ある旨圓覺寺傳宗菴藏文書に見ゆ 曰、相模

庄内、厚木郷下方事、任七月廿四日御寄狀並施行旨、齋藤雅樂四郎入道、相共沙汰付下地於崇壽寺雜掌畢、仍渡狀如件、觀應三年四月八日、應永三十一年八月寺領の百姓逃散の彈正忠行胤華押、應永三十一年八月寺領の百姓逃散の事により寺主士恩等契約の事同寺所藏の文書に見えた

曰、崇壽寺領、相州毛利庄厚木郷下方、百姓等逃散仕、院領へ罷越事候者、堅不可有御許容、院領御百姓等逃散仕、寺領へ罷越事候者、堅不可有許容候、若復他領へ罷越事候者、相互申談可塞通路者也、仍而爲後日契約狀如件、應永三十一年甲辰八月十二日、正續院侍衣禪師、其後廢せし年代詳ならず、開山士雲嘉曆二年の鐘銘あり 曰、飯領之良、鎌倉

輪禪苑、莖夷荆榛、弊出輪奐、山曰金剛、劫石横偃、寺號崇壽、祝延聖算、群仙盛々、長江袞々、漁翁釣雪、牧童歸晚、補陀大士、盤坐岸畔、入三摩地、慈眼悲觀、音聞四通、根塵消淡、爰慕英雄、洪鐘四範、四悉爲墟、六度爲炭、和真性金、百鍊

千般、大器已成、聲振霄漢、大夢忽破、長夜早旦、冥顯對罪、盡停怨恨、水陸飛潛、共脫苦患、凡曰助緣、各願圓滿、地久天長、河清海晏、檀門椿業、八千爲限、伽藍香火、三會不斷、嘉曆二丁卯年十月五日、大檀那善隆戒弟子崇鑑、開山住持傳法沙門士雲謹銘、當寺本願士恭、大工沙彌道光、○最寶寺蹟 辨谷にありしと云へど今は其蹤蹟を傳へず、三浦郡野比村最寶寺傳に據るに建久六年扇谷より當村辨谷に移る、其後大永元年野比村に寺地を引しと云へり、村内高御倉、辨谷等其頃寺領なりし事所藏文書に見えたり、合せ見るべし、

○能乘寺蹟 村の北端にあり、里老の傳に大町村別願寺の舊趾なりと云ふ、別願寺傳を閱するに古昔眞言宗にて能成寺と云しこと見ゆれど此地に在し事を傳へず又小町村大巧寺藏文書天文・永祿の兩度鎌倉能成寺分、山中近江屋敷年貢六貫文の地買得寄附の事見ゆ、若くは此に云ふ能乘寺にや未是非を知らず、○新居閣魔堂蹟 通衢の右方陸田中にあり、今は移轉して山之内村にあり事は彼條に詳なり、○連理木 榎樹なり、亂橋を過て右邊人家の背に在しが今は枯失せり、

○舊家善右衛門 里長にして代々蒔田を氏とす、豊臣太閤が天正の制札及び修理亮康豊より授與せし文書一通を藏しけるが元祿十三年加州侯の需によりて本書は彼家に收けるに藩士山本孫八郎より謝狀を副其寫を贈る今是を家藏す、

新編相模國風土記稿卷九十五之終

○三島社 村持、

○感應寺 由比山寶幢院と號す、眞言宗京都三寶院末不動を本尊とし、神變菩薩理源大師の像あり、中興を養源と云ふ

境内に俱利伽羅龍王の古碑あり ○來迎寺 隨我山と號す、時宗藤原清淨

光寺末、開山一向建治元年寂すと云ふ、本尊三尊彌陀を安す中尊、長二尺五寸、共

像あり、又三浦義明の木像を置く、△三浦義明墓 五輪塔なり、義明は庄司義繼が長子なり、治承四年八月

衣笠に於て自盡す、今三浦郡大矢部村衣笠庄に屬す 即義明自盡の所と傳ふ、建久年中義明が追福の爲頼朝其地に一

寺を創立して滿昌寺と號せり、其域内に義明が廟あり 尙彼寺の條に詳なり、此に義明の墳墓ある其縁故を知

らされど思ふに冥福を修せんが爲寺僧の造立せしならん、○向福寺 回籠山と號す本寺前

す各立像、安阿彌作、 ○九品寺 内裏山靈嶽院と號す、淨土宗

材木座村、三尊の彌陀を本尊とす、中興を卓辨と云へり

○啓運寺 松光山と號す、蓮宗京都本國寺末 本尊三寶を安す

△稻荷社 船守稻荷と號す、○妙長寺 海湖山と號す

日蓮宗比企谷妙本寺末、開山は日實と云ふ元弘元年十月廿三日寂本尊釋迦を

安す、小名沼浦に當寺の舊地あり、今も除地なりと云ふ、何の頃此に移りしにや、○實相寺 弘延山と號す

豆州玉澤妙法華寺末、開山日昭元亨三年三月廿六日寂す、本尊三寶を安す、

○崇壽寺廢蹟 辨谷にあり金剛山と號せしなり、元亨元

年北條相模守高時入道崇鑑が創立にて僧士雲高僧傳

雲號南山、遠州人、姓藤家世管纒也、生質不常、豐頼犀角神志高邁、岡里以神童稱之、蚤依聖一國師、稍長敲諸老之門、

從待佛源禪師於建長壽福圓覺、去參佛光禪師、研精入室有所契悟、光以聖一所贈之衣付之、首衆于圓覺永仁五年住筑之承

天、一香醜聖一、遷濃之法藏、相之東勝、延慶二年、副元帥平貞時、奏雲行業勸住東福、正和二年退院、未幾起董壽福圓覺、

住職稍久構傳宗庵而退居、元應庚申主建長、開山の祖とな云々、建武二年十月初七化、壽八十又二、

り、當寺を諸山の列に進む禪林僧傳南山行實曰、元亨元年創金剛崇壽寺、陸諸山之列、

傳高僧同 新田義貞鎌倉攻の時、長崎次郎高重先常寺に來り

士雲を揖して問て云、如何なるか是勇士恁麼事、士雲答

て吹毛急用不如前と云、高重此語を聞て門前より馬引

寄せ打騎て敵陣に馳入て奮戰せり太平記曰、長崎次郎

鎧をば脱捨、筋の帷の月日押たるに、精好の大口の上に赤絲の腹卷着て小手をば差す、兎雞と云ける坂東一の名馬に、金

具の鞍に小總の鞆懸て乘たりける、是を最期と思ひ定ければ先崇壽寺の長老、南山和尙に參じて、案内申ければ、長老威

儀を具して出合給へり、方々の軍急にして、甲冑を帶したりければ、高重は庭に立ながら、左右に排して問曰、如何是勇

と云ふ、今尙あり 山之内村、東慶寺 ○妙長寺蹟 小名沼浦にあり、今も除地なり村内妙長寺の舊地なりとぞ、

○亂橋村糺牟波之牟良 小坂郷に屬す、江戸より行程十二里餘

村内小渠に架せる石橋の名に因て村名は起れるなり、分村の年代詳ならざれど正保の後元祿已前にあり、四隣廣袤、其餘分記し難き物兪前村に括載せり、木村も御料所にて鶴岡社領交れり、村西に三浦郡浦賀・三崎等への往還係れり、

○小名 △高御倉小路 鎌府盛なりし時此地に倉廩を建

らる故に此名遺れり、承久元年九月火災に罹りし事、【東鑑】に見えたり 曰、承久元年九月廿二日、鎌倉中燒亡、火起河野四郎濱宅之北邊、南風甚利、上

延永福寺總門、 建長五年十二月又回祿の災あり 曰、建長下至濱庫倉前、

月廿二日、丑刻經師谷口失火、北風頻扇、餘炎迄濱高御倉前、燒死者十餘人、 明德・享徳の頃は最

寶寺領 今三浦郡野比村にあり たりし事彼寺所藏の文書に見えたり

曰、鎌倉高御藏前敷地内太子堂に立事、任貞治三年三月二日寄進狀並應安三年九月廿日、寄進狀等之旨、領掌不可有相違

狀如件、明德四年十二月六日、鎌倉最寶寺、治部少輔華押、又享徳の文書にも、此地名見えたり、辨谷の條に引用す、

△新御堂

○普賢像山 登半町許 東方にあり、其山形象に似たり、○辨

谷 崇壽廢寺嘉曆二年の鐘銘に飯嶼之良鎌倉之巽辨谷

云々と見え、又享徳中三浦郡野比村最寶寺領たりし事同寺藏文書に見ゆ 曰、鎌倉辨谷、高御藏、最寶寺領等事、任有相違之狀、如件、享徳元年十一月九日、當住持明鑑御坊、持清在判、 元弘鎌倉攻の時相模

入道の幼子龜壽、入道の妾二位の局と共に此地に在り

諏訪三郎盛高潛に供して信濃國へ落し事、【太平記】に

見たり 天正本に據るに曰、相模入道殿の舍弟、四郎左近大

郎盛高、左近大夫入道の宿所に來ければ、入道傍の人をのけ

させて、竊に盛高が耳に宜ひけるは、姪にてある龜壽を匿し

置き、時至ぬと見ん時、再大軍を起し、素懷を遂らるべしと

云々、盛高は御前を罷立て、相模殿の妾二位殿御局の辨谷に

おはしける處へ參り、龜壽殿を抱取て、鎧の上に鼻負て、内

より外へ走立、云々、其後盛高、此若君を具足して、信濃へ落

下り、諏訪祝を惡て有しが、建武元年の春、暫關東を劫略し

て、天下大軍を起し、中前代の大將に、相模二郎と云は是なり

【回國雜記】には紅谷と記せり 曰、紅カ谷を通りて、假粧坂を越るとて、顔にぬる紅

カ谷より移り來て、早一説には別谷とも謂しとなり 田代

くも越る假粧坂かな、 一説には別谷とも謂しとなり 田代

に鎌倉の別谷は千葉殿の敷地なり、介の唐名を別賀と云ふ、故に別谷と云也とあり、○觀音寺谷

崇壽寺廢蹟の邊此唱あり、○關魔川 村西を流る、○橋 亂橋と名づく、通衢の小流に架せる石橋にて鎌倉十橋の一なり、【東鑑】に濫橋と載たる是なり 曰、寶治二年六月十八日、寅刻濫橋邊一許町以下南雪降其如霜、云々、

手観音を本尊とす、○補陀落寺 南向山歸命院と號す  
 古義眞言宗 往昔京都仁和寺に屬せしが、開山は文覺にて  
 養和元年頼朝祈願所として創建あり 按ずるに、當寺に勸  
 破れて詳ならず、其中に文覺鎌倉へ下向の時、頼朝比來の恩  
 を報ぜんとして、此寺を建られしとあり、思ふに此勸進帳の文  
 は、中興の僧、頼 基の作なるべし其後額廢せしを鶴岡の供僧頼基 鶴岡供僧  
 佛乘房淨國院頼基大夫法印、文和四年二 月二日寂す、千田大僧都と號すとあり、中興せり、天文二  
 十三年十一月北條氏より棟別錢免除の下の知あり 別錢先  
 年半分赦免、殘所五拾四文、重而當年令免除狀如件、天文廿  
 二年癸丑十一月十五日、鎌倉補陀落寺、虎朱印あり、又同事  
 同年月の文書あり、五十四文を七拾文に作り、本尊不動 長三  
 宛名鎌倉歸命寺とあり、詳なる事しれず、 尺三

頼朝木像



證作、平家訓伏の像と云ふ、按ずるに「鎌倉志」には、本尊及び藥師とあり、長三尺七寸行基作 日光・月光・十二神 長各二尺八寸、共ニ巡慶 十一面觀音 長三尺作 十一面觀音 八寸許 供基作、往昔の本地なりと云ふ 地藏 二軀 一は鐵佛、長一尺許、門前の井中よ

り出現せしと云ふ、一尺七寸大黒傳作、大日寸許 賓頭盧 長三尺已は弘法作、長一尺七寸大黒傳作、大日寸許 賓頭盧 上弘法作等の像を置く、又頼朝の木像あり 長八寸許四十二鏡の御影と稱せり、同位牌あり 征夷將軍二品藤下神儀とあり文覺の書と云ふ、開山文覺の牌もあり 開山權僧正法眼 文覺尊儀とあり 【寺寶】 △八幡畫像一幅 束帯にて袈裟をかけ、數珠を持しむ、冠より一寸ばかり上に、日輪を畫く、 △寶滿菩薩像一幅 應神帝の嫡にて、見 目明神と稱すとなり △卓圍一張 頼朝の寄附にて、平家訓 族圖 伏の打敷と云ふ、孔雀鳳 文あり △旗一流 赤旗と稱し、文字は相 國清盛の筆と傳ふ、 △古文書五通 天文 廿二年北條氏が棟別 錢の免狀二通、某年 大道寺周勝が修補料寄進狀一通、某年文龍の書翰一通、 天正十八年豐臣太閤の制札一通、



○鐘樓蹟 舊觀應元年の古鐘あり、兵亂の爲に亡失せしを後松ヶ岡の農地中より掘出し同所東慶寺に收むと 古文書部、照 △住吉社

云 △紫石硯一面 唐玄宗の松蔭の硯と稱す、相傳て平重衡あり、聖光又記主に譲ると云へど、背に永享の年號あり、是法然記主の時代にあらず、是非詳ならず、 △古文書三通 一は貞治二年基氏が寺領の寄附狀、一は享祿五年一向宗の門徒改宗の下知狀、一は天正十八年豊太郎の制札、

△祈禱堂 △彌陀堂 △二尊堂 自作、衣に金經を書たり、文字皆消て、今は生の字見ゆ、猶善堂の條、合せ見るべし、 辨財天 江島奥院の分江島辨財天の像、或時暴風吹來て、此の如する事三度なり、因て寺僧御腕を取に、當寺に止まるべき山なり、故に爰に安ずとい、 及び聖德太子の像を置く、△經堂 △千體地藏

堂 △善導堂 總門内松林中にあり、金銅の像を安す【鎌倉志】には是を善導塚と擧げ、古傳を引て昔善導の像僧と化し唐船に乗て筑紫に渡來す、時に鎮西善導寺の開山聖光夢に善導來朝して笠崎にあり、來り迎へよと告ると見しかば頓て彼地に至る果して像あり、其地に一字を建立す、其後善導寺に移す、後良忠鎮西にて光より其像を附屬せらる忠靈像に向て吾是より關東の諸國に化を施さんと思ふ、其間何國にても有縁の地に蹟を留め給へと云て海中に投ず、其後忠鎌倉に至り佐介谷に居す、山比の澳に光明赫奕たり、漁父奇とする

處靈像忽然として山比濱に着岸す、忠因て一字を建立して彼像を安す、光明寺是なり、漂泊の地を善導塚と名づくと載せられたれど此靈像の爲に忠當寺を創建せしと云ふは寺傳と齟齬せり、さて舶來せしは今二尊堂に安する像にて是なるは其模像なりとぞ、△神明宮 八幡春日を合祀す、域内鎮護の祠なり、△秋葉社 △九頭權現社 △藏王窟 後阜にあり、△開山塔 山上にあり、△内藤家祠堂 阿彌陀定朝如意輪等の像を安じ、内藤備後守、同氏播磨守先世代々の靈碑を置く、△鐘樓 正保四年鑄造の鐘を掛く 按ずるに當寺に、竹園山法泉寺の鐘ありしが、今は失へりと云ふ、 △學寮 五宇、△記主水 寺の山麓にあり 開山の加持水なりと云ふ、 △總門 昔佐介谷に在し時は、經時の弟時頼、淨刹の額を掲げしと云ふ今其額を傳へず、 △山門 後花園帝の宸筆なり、 △塔頭 蓮乘院總門を入て右にあり、當院は本坊草創已前密刹にて蓮乘寺と號せり、開山良忠此寺に居て光明寺を建立す故に今に住持入院の時は先此院に入て後方丈に入る古例なりと云ふ、本尊は彌陀の雕像にて肚裏に紙片あり貞治二年三月十五日修復之の十二字を記す、是運慶が作にて千葉介常胤が守護佛なりと傳ふ、△千手院 總門を入て、左にあり 按ずるに、(鎌倉志)專修院に作る、當時しか書記せしにや、詳ならず、 千

新編相模國風土記稿卷之九十五 村里部 鎌倉郡卷之二十七

浄土真宗開東總本山九世

今上戒師賜紫施崇書



像經一卷善導

△六字大名號一幅弘法筆、長九間、廣九尺許あり、是を佐野の名號と云ふ、初房州佐野金胎寺、什物なりしとなり、弘法佐野の砂場にてこれを書したる故に、佐野の名號の名ありと云ふ

△阿彌陀名號一幅法然筆なり、脇書に西光往生、保延辛酉三月十九日、當承安四年甲午父三十三回

忌故、源空書之とあり △名號一幅紀侯綱 △浄土曼荼羅一幅慧心

當麻の曼荼羅を寫せり △同縁起二卷詞書は後京極良經筆、畫 △善

導大師繪詞傳詞書は世尊寺行俊、繪は土佐光茂、表題は狩野探信と云ふ △開山記主

禪師傳一冊沙門道光撰とあり、道光諱は了慧、望西樓と號す、良忠の弟子なり △聖光墨

蹟 △記主禪師墨蹟 △一枚起請一幅尊鎮法 △十八

通一冊了譽の筆 △色紙十四枚、押繪十二枚色紙は近衛殿及秀頼の筆と

表

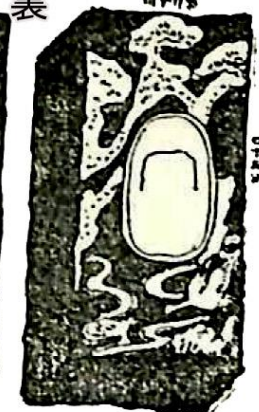
裏

硯一面

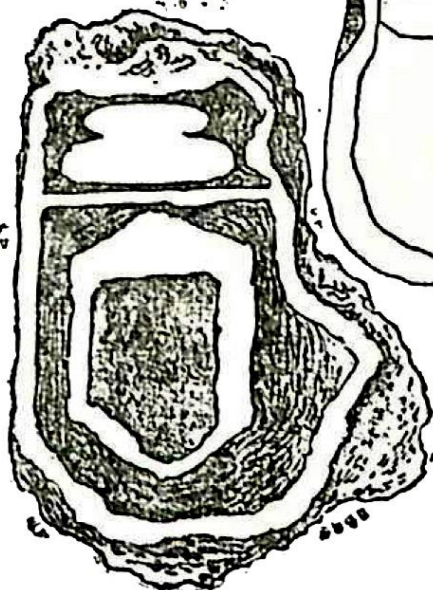
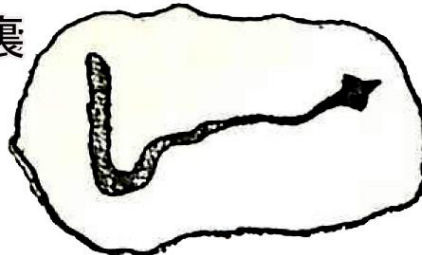
菅公ノ硯ト云伝ラ

硯一面

二位政子ノ遺物ト云フ



裏





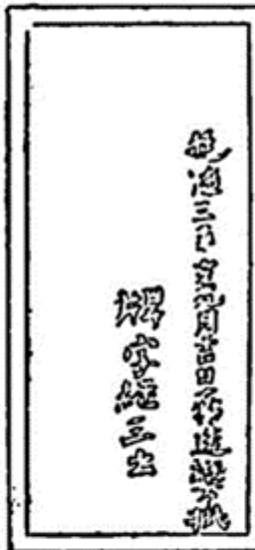
後花園帝宸翰額一面

と云ふ 崇奏以殿修式永世移行于光  
 明寺、重賜紫袍於光明寺、  
 方今專念之寺、初冬唱十  
 夜念佛者、自崇而始也、享祿五年  
 七月三浦郡南北の内、一向宗門  
 の徒悉當寺の檀越たるべき山下  
 知あり 所説文書曰、三浦郡南北一  
 向衆之檀那、悉録倉光明寺  
 之可參檀那者也、仍如件、享祿五壬  
 辰七月廿三日、光明寺朱印あり、寺  
 傳は足利義晴之 天正十九年當所  
 文書と云ふ、 門前永十貫文の地を賜ひ延寶三



年六月三浦郡柏  
 原にて寺領百石  
 の御朱印を賜ふ  
 △本堂 開山の  
 像を置く、△客  
 殿 三尊の彌陀  
 を安す 中尊は運  
 慶作餘は  
 作人知れず、△方丈 彌  
 陀を安す 運慶作  
 裏に運慶が骨にて肚  
 を収むと云ふ【寺

裏 表



寶】△後土御門帝繪額二通 一は勅願所、一  
 は常紫衣の勅許 △伏見帝  
 宸翰額一面 △天照太神像一軀 長三寸許、應神  
 帝御作と云ふ、△阿彌陀  
 後土御門帝宸翰額一面 勅願所額一面 崇書



畫像四幅 一幅は後陽成帝宸  
 筆三幅は慧心筆、  
 然上人畫像一幅 自筆、鏡の  
 と云ふ △十九羅漢畫像一幅 唐陸信忠  
 筆と云ふ △南岳大師袈裟一頂  
 竹布にて九條なり、法然當初叡山に在て、台家  
 の碩學たり、故に叡空より是を相傳ふと云ふ、△阿彌陀經  
 一部 後土御門帝より、中興  
 祈禱に給ふ所と云ふ、△淨土三部經一函 但し小經  
 は不足にて、萬無上人紺紙  
 金泥にて、書副たりと云ふ、△稱讚淨土經一卷 中將  
 筆、△形

光 明 寺 境 内 圖



新編相模國風土記稿卷之九十五 村里部 鎌倉郡卷之二十七

二八

曰、平昔所演義談疏章、皆契佛意、但涉紛冗、弟子然阿、可  
以削定焉、夢寤告忠以故、忠所著作五十餘卷、合併名題以報  
夢鈔、所謂論註記五卷、安樂集記二卷、喜導疏記二十三卷、  
宗要鈔五卷、要集鈔八卷、選擇鈔五卷、授手印決答二卷、三  
心和記  
一卷也、建武二年九月當寺造營の爲修理田一町を寄附あ  
り、證狀曰、光明寺修理日壹町、可被付寺家候、相構造營之沙  
汰、可申候也仍如件、建武二年九月卅日、南方政所殿、  
〔華押、此文書、今小〕貞治二年二月福利基氏上總國湯井  
町村實戒寺にあり、  
郷觀應三年の例に任せ、寄附ある旨證狀を授與す、  
所藏  
曰、上總國湯井郷事、沼田藤七入道妙覺、雖申子細、於妙覺  
者、可宛給其替、至當郷者、任觀應三年十月十五日御寄進狀  
旨領掌、不可有相違之狀如件、貞治二年  
二月廿七日、光明寺長老、基氏華押、  
其後祐崇永正六年  
十一月八日寂す、當寺の住職たり、是を中興の祖とす  
【高僧傳】曰、釋祐宗字觀譽、巡歴東關、  
習學積勤、住相之光明寺、講經多衆、  
明應四年崇禁宮に  
入て彌陀經を講じて旨に協ふ、  
明應四年、唱導都下、遂入  
禁宮講彌陀經、奏說協旨、  
此時講經の宣旨及彌陀經を賜ふ、  
寺傳曰、後土御門院祐崇  
并彌陀經、  
勅して慈覺大師傳來の明聲を諷せしむ、崇衆  
僧を率て彌陀經及念佛を誦唱し、香衣並に上人號を敕  
許あり、  
【高僧傳】曰、敕令諷慈覺大師傳來聲明、乃率眞如堂之  
衆僧、就于内殿、誦唱彌陀經及念佛、賜香衣上人號、  
寺傳には此時、常紫衣給旨、勅願  
所の給旨、額一枚を賜ふと見ゆ、  
崇奏して殿修の式を永  
世光明寺に行ふ、今に十夜念佛と唱るもの茲に濫觴す



七月十二日、勸進聖人、往阿彌陀佛就申請爲無舟船沿岸煩、可築和賀江島之山云々、武州殊御勸喜、令合力給、諸人又助成云々、十五日、今日築初和賀江島、平三郎左衛門尉盛綱行向、八月九日和賀江島終其功、仍尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏訪兵衛尉、建長四年正月海水赤色に變せし事あ爲御使巡、檢云々、建長四年正月海水赤色に變せし事あり如紅、就中自由比浦、至和賀江島如此、是年二月水色又血の如く晚に及て消滅すと云ふ、二月廿八日申尅、白腰越海如血、廣三丈許、親行が紀行に海上眺望の詠歌あり【東關紀行】及晚消滅畢、親行が紀行に海上眺望の詠歌あり【東關紀行】曰、和賀江築島、三浦の三時などいふ、浦々に行て見れば、海上の眺望、哀を催して、來し方に名高く、面白かりし所々にも劣らず登ゆ、寂しきは過こし方の浦々も、ひとつ詠の中の釣舟、

○諏訪社 補陀落寺持、

○光明寺 天照山蓮華院と號す、淨土宗、關東總本山と稱し十八檀林の第一位にして六派の本寺なり、仁治元年北條武藏守經時佐介谷に於て淨刹を創立し蓮華寺と名づく時に僧良忠【高僧傳】曰、釋良忠字然阿石州三陽縣人相國道長藤公八世之孫諫議平章賴定子其母伴氏夢一貴女授以明鏡及笄即娠、正治元年生裁在提孩、器度衆群十一歲即三智法師談往生要集、析慕淨土十三從雲州歸淵寺信還法師讀書、一時誦八十行十六刺髮納戒常持法華云々、悟眞寺に在り經時延て開山初祖とし、武州足立郡箕田の地を寄附して寺領とす仁治元年、居住相之鎌倉住吉谷悟眞寺勸唱念佛、副元帥平經時請忠信內受戒聽法、崇信日勤於佐介谷建蓮華寺、延爲開

山祖割附武州箕田地、備三寶供、暇日相從問法、寬元元年今の地に移轉して堂宇を修復す斯て經時夢兆に感じて光明寺と改む【高僧傳】曰、後醍醐帝の御宇寬元元年此地に轉地し、同年五月三日、光明寺と改むと云ふ、【高僧傳】曰、平帥梵光明一道從寺起而照日本國寤而益信遂草寺額、四年閏四月經時卒し【東鑑】曰、寬元四年閏四月一日、入道正五位以光明寺、

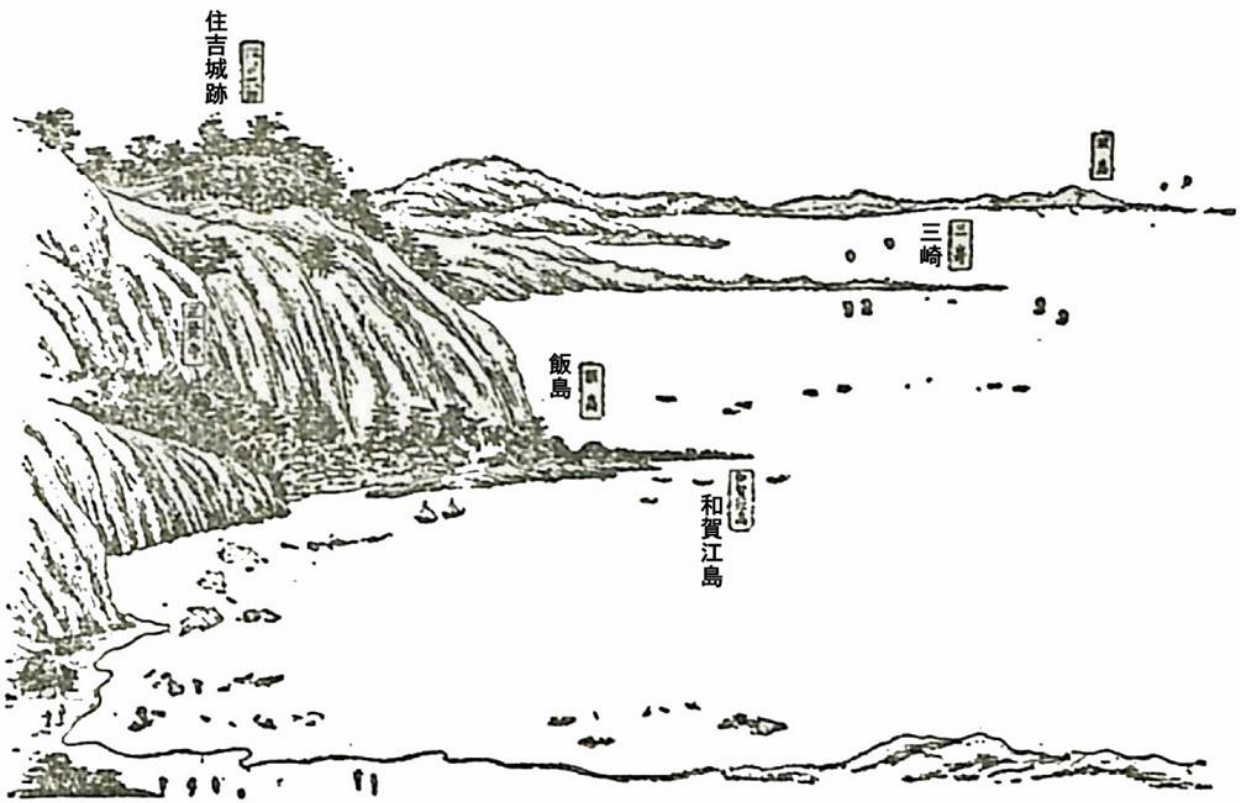
下行武藏守平朝臣經時卒、二日禪室奉葬佐々日山麓と見ゆ、法名は蓮華寺安樂禪定門と號す、嗣子相模守時頼相承て崇信す、寶治二年良忠洛の尼院にあり、後嵯峨上皇の戒師となり、香衣并に上人號を賜ふ【高僧傳】曰、嗣子時頼、相續崇信、寶治二年復在洛之尼院、日講三郎淨教、後嵯峨上皇、召忠離宮、開淨土教、稟善陸大戒、賜香衣並上人號、建長元年鎌倉に歸る、時頼山良の地を割て寄附せり、

建長元年歸鎌倉、副帥時頼、割由良寄光明寺、諸士崇稱聘招、忠弘安十年七月六日寂す弘安九年歸光明寺、府檀據淵、與馬塞門、明年季夏、罹病不癒、初秋大漸、念佛不退、近邑道俗、或見紫雲纏結界上、或聞奇樂響露虛空中、自五日晡、異香發室、六日中夜、向西端座、并彌陀像、鳴磬唱佛、三百餘遍、湛然氣絕、享齡八十九、座臘七十四、門侶檀那等、齊嘆曰、法燭長滅、慈航已播翌日茶毘、葬虛骨於住吉瓶子山下、永仁元年勅

監ありて記主禪師と號す【高僧傳】曰、永仁元年七月、後宇多帝より、監を賜て、記主禪師と號す、【高僧傳】曰、永仁元年賜監記主上人、【淨土傳燈錄】には、彼後勸監、號記主禪師、宋祥何帝と見ゆ、忠、先師聖光の筆記を削定し迷作頗多し【高僧傳】曰、初聖光滅後、檜越要阿夢、光語

【高僧傳】曰、永仁元年賜監記主上人、【淨土傳燈錄】には、彼後勸監、號記主禪師、宋祥何帝と見ゆ、忠、先師聖光の筆記を削定し迷作頗多し【高僧傳】曰、初聖光滅後、檜越要阿夢、光語

和賀江島圖



新編相模國風土記稿卷之九十五 村里部 鎌倉郡卷之二十七

二六

月十九日・廿日兩日、相模國大水、四十年來、未有如此之事、  
 鎌倉へ向へる、號飯島之孤島在家三百餘宇、富饒所云々、皆  
 以流失、不知在  
 所、希代事也 △中島 △河尻 △沼浦

○海 西南即由比濱なり、江戸迄海路二十七里餘、漁船  
 三十七艘あり、村民漁獵を業とし堅魚・海老・石決明・鰈  
 の類獲る所多しと云ふ、○桐谷 【回國雜記】に此地の  
 詠あり 曰、此里の古井のものと桐カ  
 谷、落葉の後は汲人もなし、世に桐谷と稱する櫻  
 の一種あり、もと此地に産せしなりと云ふ、 ○閻魔川  
 村西を直流して由比濱に入る、○六角井 飯島にあり  
 又矢根井とも唱ふ、石にて六角に疊たり鎌倉十井の一  
 なり、里俗の話に昔鎮西八郎爲朝大島に在て我弓勢昔  
 に變らずやとて天照山 村内光明寺の後山  
 を、しか字せり、 を斥て遠矢を  
 射る、其矢十八里を越て此井中に落たり、里民其矢を  
 取揚げるに鏃は井底に残る、今も井中を浚へば其鏃を  
 見ると云ふ或時取出して明神に納ければ井水涸たり又  
 井中に投ずれば元の如く涌出すと云へり、鏃の長四五  
 寸許ありと云ふ、○和賀江島 飯島崎ともいへり、飯  
 島の西の出崎にて屢潮汐に崩壊して今海際纔に亂礁を  
 存せり、貞永元年勸進比丘、往阿彌陀佛が申請に任せ  
 舟船着岸の煩無らしめん爲築島の事を令す、平三郎左  
 衛門尉盛綱其事を督し、是年八月其功を終ふ 【東鑑】曰  
 貞永元年

新編相模國風土記稿卷之九十五

村里部 鎌倉郡卷之二十七

山之内庄

○材木座村 佐伊茂久 左牟良 小坂郷に屬す、江戸より行程十二里餘、正保の改には當村一村たりしを元祿の改に至り分て二村とし、亂橋村・材木座村と別稱す、今猶然りと云へども土人は舊に因て一村の如く、村名も二名を合して唱呼す、故に四隣廣袤住民の戸數等、悉分記し難ければ姑く爰に括載せり、民戸百八十一、東西十五町許南北五町許東、三浦郡小坪村、西、長谷・坂之下二村、南、由比濱、北、大町村、其地域北方は亂橋村にて當村は沿海にあり、【東鑑】に和賀と見えたるは即此地の古名なり、同書に西濱・小坪和賀 曰、承元三年五月廿八日、西濱(號之飯島)、邊騷動、是梶原太郎家茂、逍遙于小坪浦、歸去之處、土屋三郎宗遠、依兼有宿意相逢于和賀邊、殺害家茂之故也、と列書するをもて其地理のさま推て識るべし、其後貞永元年に至り海灣に一島を築き【東鑑】に見えし處、下の和賀江島と名づくるも爰の地名に因れるなり、又同書に其和賀の津口に材木を置き、奉行入して其寸法を點定せしめし事見

えたり 建長五年十月江津材木事、近年不法之間、依難用造作、被定其寸法、所謂樽長分八尺、若七尺、令不足者、令點定之、奉行入可申、是に據れば、當時木料の港たり、故に往年材木座の名は負はせしなり、今も鶴岡修造の時は此港に筏木を運漕すと云ふ、建長三年此地に市廛を置く 【東鑑】曰、三年十二月三日、鎌倉中左々處々、小町屋及買賣設之事、可加制禁之由、日來有共沙汰、今日被置處々、此外一向可被停止之旨、嚴密觸之被仰之處也、佐渡大夫判官基政・小野澤左近大夫入道光運等奉行之云々、鎌倉中小町屋之事、被定置處々大町・小町・米町・龜谷辻・和賀江・大倉辻・乘和飛坂山上云々、天正御分國已來御料所にて光明寺領交れり、飛地大町 永別二貫 永別二十三あり、三浦郡浦賀・三崎等への往還海濱を通ず、

○高札場 ○小名 △飯島 海濱にあり、此地三浦郡小坪村に跨れり、壽永年間此地に伏見冠者廣綱が家 今其蹤跡を傳へず 在し事【東鑑】に見えて舊き稱呼なり、又當時西濱とも稱せり 【東鑑】承元三年の條に見ゆ、既に前に注記せり、貞和の間は極樂寺樂寺村にあり、の所務たりしと見え、敷地舛米并築島の事足利尊氏より令を下せし事、寺院舊文に出づ 曰、飯島敷地升濱、殺生禁斷事、如元有御管領云鳥築興行、云殺生禁斷、可被致嚴密沙汰、殊於禁斷事者、爲天下安壽算長遠也、任性善陸之例、可有其沙汰候、恐々謹言、貞和五年二月十一日、極樂寺長老、尊氏華押、應安三年水溢の災に罹りて人家悉盪盡せし事あり 應安三年記曰、九月十三日、行算語云去